

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：珠洲市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.4%
全職員	70.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	93.7%
本庁係長相当職	88.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	142.6%
31～35年	89.7%
26～30年	81.6%
21～25年	84.9%
16～20年	86.7%
11～15年	89.2%
6～10年	97.4%
1～5年	46.4%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には、該当者が存在しない。
- ・医療職給料表(一)の適用を受ける職員並びに勤続年数1～5年に含まれる他自治体からの出向職員については、給与水準が高く、また、当該職員に占める女性の割合が6.3%と偏りがある。参考として、これらの職員を除外した場合の勤続年数別は、次のように変動する。
(26～30年 87.8%、21～25年 91.1%、16～20年 94.7%、1～5年 104.0%)
- ・令和5年奥能登地震及び令和6年能登半島地震に係る災害対応のため、男性職員が多く属する市庁舎の「任期の定めのない常勤職員」について、時間外勤務手当が大幅に増加。この結果、全職員に対する男女の給与の差異は前年度よりも大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。